

「反差別原論」への断章(10)

社会変革への途(1)

(はじめに)

2015年の戦争法(安全保障関連法)への反対運動の中で、委員会での強行採決の後、本会議の採決の中で、「民主主義は死んだ」という声があがっていました。ですが、「死んだ」としたら、それは間接民主主義—国会で、むしろその反対の直接行動は、2012年の脱原発—反原発の官邸前行動、国会周辺抗議行動へと進み、特定秘密保護法反対の運動がかつてない新しい形態の運動として起きてもありあがっていました。という中で、戦争法案反対の国会前での毎週金曜行動が、最後は連日の直接行動、それは最大12万人もの結集があり、直接民主主義の運動はむしろ盛り上がっていたのです。しかし、法案は通り、その直接民主主義の運動を、参議院選で過半数をとることによって廃案にするという方針で、間接民主主義へ放りなげてしまいました。その主催者は、「普通」の学生で、終わりの方から「生活保守」を標榜し始めました。その若いひとたちはよく頑張ったのです。問題はむしろ前の世代が作り出した、「社会は変わらない」という風潮だったのです。若者の保守化が言われています。日教組の解体攻撃から、日の丸・君が代の強制、愛国心教育の取り入れ、労働組合のストを打てる組合は正当な組合運動自体が刑事弾圧の対象になり、学生運動は多くの大学で立て看さえ禁止される状況になり、そして、産学共同の流れの中で、学の解体的なことも進み、大学教員の身分さえ危うくなり、左翼的なことをいうマルクス的なことを学の中にとりいれると就職できなくなる状況になり、リベラルな学者も「資本主義はなくならない」「市場経済はなくなる」ということを言い出す状況です。それでは、そもそも社会の分析から問題を掘り下げていく作業さえできなくなるのに、です。いくらかなりとも期待をもった民主党政権は早々と崩壊し、以後、政権与党が得票率は過半数を割っているのに、軽く過半数の議席を確保するという状況が続いています。投票率は低下し、特に若者の投票率が低くなっています。「社会は変わらない」という風潮に支配されていくのです。

今、必要なのは、「社会はいかなる途からも変え得る、変える途はある」というメッセージです。ということで、この連載に入ります。

以下、大枠の提言のもくじの内容、随時いろいろ考えを織り込みつつ変えていきます。

瀕死の議会制民主主義—間接民主主義の救命

情報・コミュニケーション・アクセス保障と情報隠蔽・歪曲処罰法の制定

三権分立の確立

民意を反映しない選挙制度の改革

地方分権、被差別当事者による「拒否権」の確立

間接民主主義から直接民主主義へ

インターネット投票の波及と国民投票の拡大

国会の政策集団化

国家という共同幻想からの自立

下からの国家を超えるネットワークの確立

軍をなくすとりくみ

国家主義・ナショナリズム批判と国境を越える民衆の連帯

「構造主義革命論」の見直し

地産地消運動と協同組合運動

産地直送運動と民衆の生産と消費のネットワーク

労働組合運動と労働組合による生産管理

反差別共産主義論の確立

過去の「共産主義運動」の総括

国家の解体のために

反差別共産主義論の確立と反差別運動のネットワークの推進